

滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会第4回会議 次第

日時：平成27年(2015年)1月19日(月)
午前9時30分から11時30分まで
場所：大津合同庁舎7-A会議室

開 会

1 懇話会検討内容のとりまとめについて

閉 会

- ・委員名簿
- ・座席表
- ・資料 「滋賀のめざす特別支援教育のあり方について(案)」
～滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会意見のまとめ～

滋賀のめざす特別支援教育のあり方について(案)

～滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会意見のまとめ～

平成27年 1月

滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会

はじめに

滋賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）では、平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）や、これを踏まえた平成25年2月の滋賀県就学指導委員会による「本県における望ましい就学指導のあり方について」の提言、また県教育委員会が策定した「知肢併置特別支援学校における児童生徒増加への対応策について」（H24.10）などを踏まえ、平成25年度より今後の特別支援教育のあり方について抜本的な検討を開始しました。

この検討の過程においては、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の就学指導のあり方や、多様で柔軟な学びの場の選択の考え方、また、一般就労を希望する生徒の進路実現のための指導と就労率の改善などについて、基礎的なデータの整理をはじめとした多角的な視点からの検討が進められたと聞き及んでいます。

また、こうした検討を踏まえ、平成26年5月には、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための、多様なニーズに対応できる特別支援教育の推進を目途として、滋賀県における望ましい特別支援教育のあり方についての有識者による検討を行うため、「滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）」が設置されました。

設置にあたり、本懇話会に対しては、県教育長から、①インクルーシブ教育システムの構築をめざした取組の促進に関する事、②適切な教育のための就学相談・支援に関する事、③進路実現に向けた、教育の充実と新しい学校づくりに関する事、④望ましい通学支援のあり方に関する事、⑤在籍増への対応に関する事、の5項目の観点が示され、これら観点を中心に意見を求められたことから、これまでのべ4回にわたり各委員から御意見を伺ってきたところです。

このたび本懇話会では、これまでの検討を踏まえ、各委員からいただいた意見を「滋賀のめざす特別支援教育のあり方について～滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会意見のまとめ～」としてとりまとめました。

各委員の御意見には、理念的なものや現状の課題に対する御提言、また取組自体においても短期的なものもあれば、中・長期にわたる取組を必要とするものもあるなど、非常に多岐にわたっておりますが、県教育委員会におかれては、是非ともこうした各委員の御意見をもとに、共生社会の形成に向けた教育分野における取組であるインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進に積極的に取り組まれるよう期待しております。

平成27年1月

滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会
座長 木 船 憲 幸

目 次

1	これまでの経緯	1
2	滋賀県の特別支援教育の現状	5
3	検討の観点	11
4	観点ごとの意見のまとめ	12
5	滋賀の特別支援教育がめざすもの	14

参考資料

- 1 懇話会で出された主な意見
- 2 懇話会設置要綱
- 3 懇話会委員名簿
- 4 用語解説

1 これまでの経緯

平成19年4月に、学校教育法の一部改正が施行され、従前の「特殊教育」から「特別支援教育」へと名称やその考え方が大きく改められるとともに、「盲・聾・養護学校」も「特別支援学校」に一本化される等、本格的に『特別支援教育』が実施されることとなった。

特別支援教育の実施にあたっては、学校教育法上、小・中学校等の全ての学校における特別支援教育の推進が明記され、各学校では、特別支援教育コーディネーターの配置や個別の指導計画の作成など、様々な取組が進められるようになった。

こうした中、「障害者の権利に関する条約」の批准と、批准に向けた国内法の整備が行われ、共生社会の形成に向けた教育分野としての取組であるインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進が急務となっている。

(1) 国の動向

① 「障害者の権利に関する条約」の批准と関連国内法の整備

- 平成18年12月、「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択され、平成20年5月に条約が発効された。日本の署名は平成19年9月であり、これ以降批准に向け国内法の整備・検討が積極的に進められることとなった。
- 平成21年12月には、内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」および「障がい者制度改革推進会議」が設置され、翌年6月に同会議による第1次意見がとりまとめられた。また、平成23年8月には同会議の第2次意見等を踏まえて「障害者基本法」が改正された。
- 平成24年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、また平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布された。なお「障害者総合支援法」は平成25年4月に施行され、「障害者差別解消法」は一部を除き、平成28年4月に施行されることとなっている。
- 「障害者差別解消法」の制定をもって、ひととおりの国内法の整備がなされたことから、平成25年10月から「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた具体の議論が始まり、同年12月には国会において承認され、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准された。

② 教育分野における整備・検討

- 教育分野においては、平成22年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会（以

下、「中教審初中分科会」という。)の下に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置され、同年12月には「論点整理」として審議の「中間取りまとめ」が行なわれた。

- 中教審初中分科会では、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(以下、「報告」という。)をとりまとめた。
- 文部科学省は、平成25年9月に中教審初中分科会の「報告」等を踏まえ、障害のある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令を改正の上、施行した。

- 学校教育法 改正 (H18.6 公布・H19.4 施行) 関連条項 第1条 72条 74条 81条第1項 等
障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を解決するため、適切な指導や必要な支援を行う「特別支援教育」へ転換
- 障害者の権利に関する条約批准 (H26.1) 関連条項 第2条 第24条
障害者の人権・基本的自由の共有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進
- 障害者基本法 改正 (H23.8) 関連条項 第1条 第4条 16条
「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒とともに教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容、方法の改善及び充実を図ること」等の規定が整備された
- 中央教育審議会初等中等教育分科会 「報告」 (H24.7)
障害のあるものと障害のないものがともに学ぶ仕組み「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告された
- 障害者総合支援法 成立 (H24.6) / (H25.4 施行) 関連条項 第1条
基本理念は、日常生活、社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われること
- 障害者差別解消法 成立 (H25.6) / (H28.4 一部を除き施行) 関連条項 第1条 5条 7条
国・地方公共団体等については、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が法的義務とされる
- 学校教育法施行令 改正 (H25.8) / (H25.9 施行) 関連条項 第5条 6条の3 11条
12条の2 18条の2 等
従来、学校教育法施行令22条の3で規定される就学基準該当者は、これまで原則として特別支援学校に就学するものとされていた規定を見直し、本人・保護者や識者等の意見を聴取の上、総合的に判断して市町教育委員会が決定することに改められた

(2) 滋賀県の取組

① 高等養護学校の設置（平成 18 年 4 月および 19 年 4 月開校）

高等部単独の知的障害特別支援学校として、ノーマライゼーション理念の実現と社会的・職業的自立をめざし、高等学校に併設する形で、2校を新たに設置した。

② 知肢併置特別支援学校の再編（平成 20 年 4 月）

平成 20 年 4 月、肢体不自由児対象の「八幡養護学校」を野洲市に新築移転し、知肢併置の「野洲養護学校」とするとともに、知的障害児対象の「八日市養護学校」に肢体不自由児部門を併置した。あわせて、「草津養護学校」を含めた3校の通学区域の再編を行った。

③ 校舎の増築

狭隘化の著しい知肢併置特別支援学校に普通教室等を増築。

- ・草津養護学校の校舎増築（平成 23 年 4 月）
- ・三雲養護学校の校舎増築（平成 23 年 4 月）
- ・野洲養護学校の校舎増築（平成 24 年 4 月）

④ 児童生徒増加への対応策の策定（平成 24 年 10 月）

障害のある生徒が、卒業後、自立して社会参加していくことが大切であり、そのための学習の場をできるだけ早く整えていく必要があることから、教室等の増築など在校生の急増期における対応の具体策をとりまとめた。

- ・野洲養護学校の校舎増築（平成 27 年度）
- ・北大津養護学校の校舎増築（平成 27 年度）
- ・長浜養護学校の校舎増築（平成 29 年度）

また対応策では、既設高等養護学校の実績等を踏まえ、高等養護学校の新設および知肢併置特別支援学校高等部分教室の高等学校併置もあわせてとりまとめられている。

- ・愛知高等養護学校の新設（平成 25 年 4 月）
- ・三雲養護学校石部分教室と長浜養護学校伊吹分教室の新設（平成 25 年 4 月）

⑤ 就学指導について

県教育委員会は、平成 24 年 7 月に県就学指導委員会に対して、インクルーシブ教育システムの構築と在校生への対応といった現状を踏まえ、「本県における

望ましい就学指導のあり方について」、今後どのようにすべきかについての審議を要請した。

県就学指導委員会では、「望ましい就学指導のあり方検討ワーキンググループ」を設置して、県内における就学指導の課題と今後の方針について検討し、ワーキンググループの報告をもとに提言がとりまとめられ、平成 25 年 3 月 19 日、県教育委員会へ報告された。

2 滋賀県の特別支援教育の現状

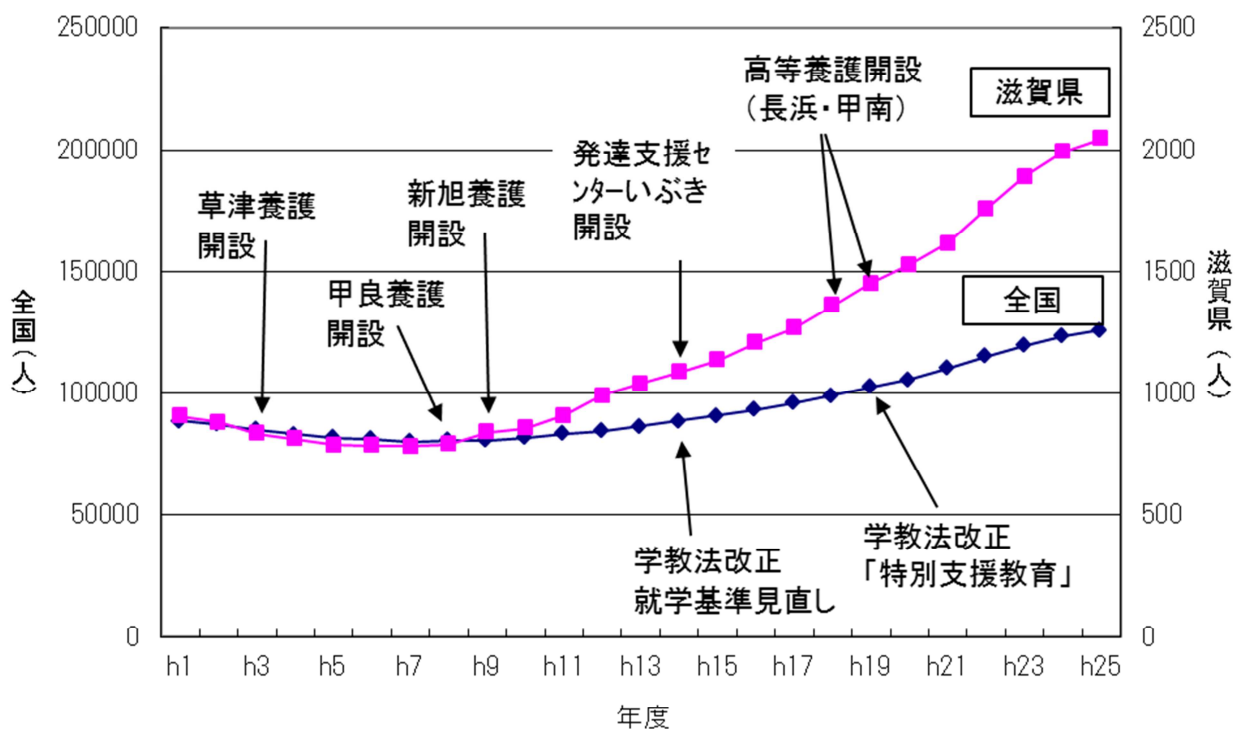
県教育委員会から、滋賀県の特別支援教育の現状として、各種のデータが示された。ここでは、そのうちの特徴的なものを抜粋した。

(1) 滋賀県の状況

滋賀県の特別支援学校の在籍者数の増加は、平成9年度以降の増加が顕著で、人口1000人当たりの在籍率も平成13年度以降は全国を上回って増加してきた。

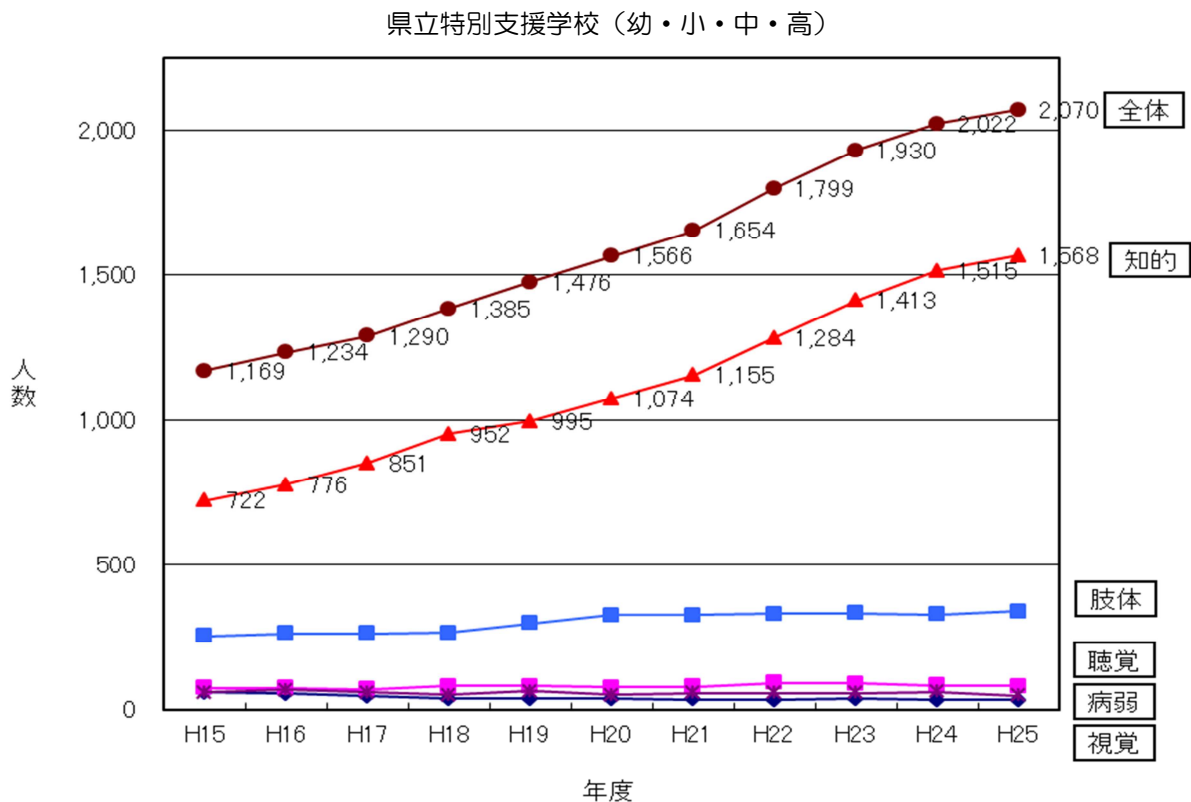
その要因には、平成15年の就学基準（数値基準）の見直しや、平成19年の「特殊教育」から「特別支援教育」への改正、特に、小中高における発達障害児など、教育上特別の配慮を要する子ども達に対する「障害により学習上、または生活上の困難を克服するための教育」を行うことが規定されたこと等が考えられる。

【グラフ1】特別支援学校小・中・高等部の児童生徒数（滋賀県と全国の比較）

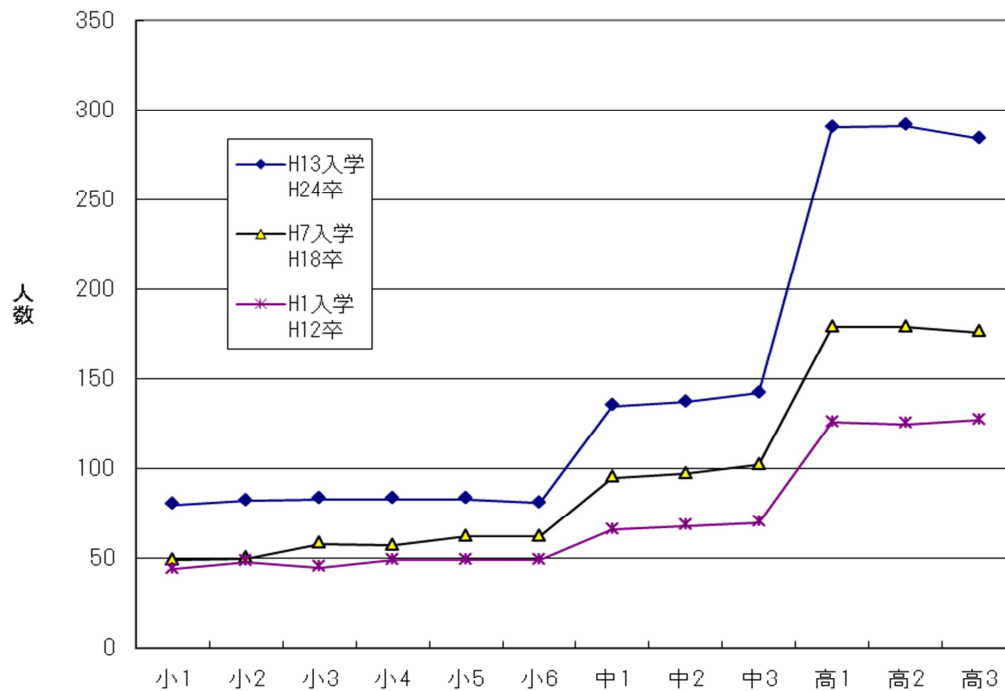


滋賀県の在籍者数は、平成9年度までは全国のおよそ1%で、全国と同じような増減の推移をしていたが、平成9年度以降は滋賀県の伸び率が大きくなり、平成15年からの伸び率は全国1位となっている。（公立特別支援学校（幼稚部・専攻科を除く））

【グラフ2】 特別支援学校（障害別）の児童生徒数の伸び

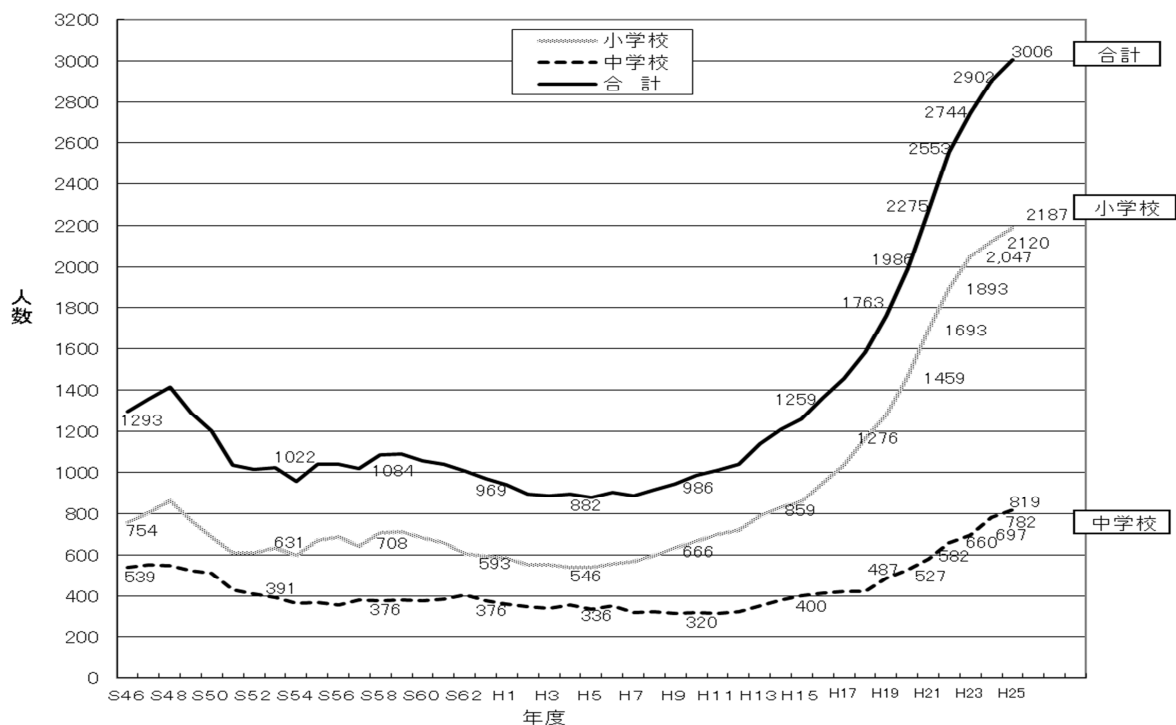


【グラフ3】 特別支援学校の入学年度ごとの学年進行にともなう人数の推移

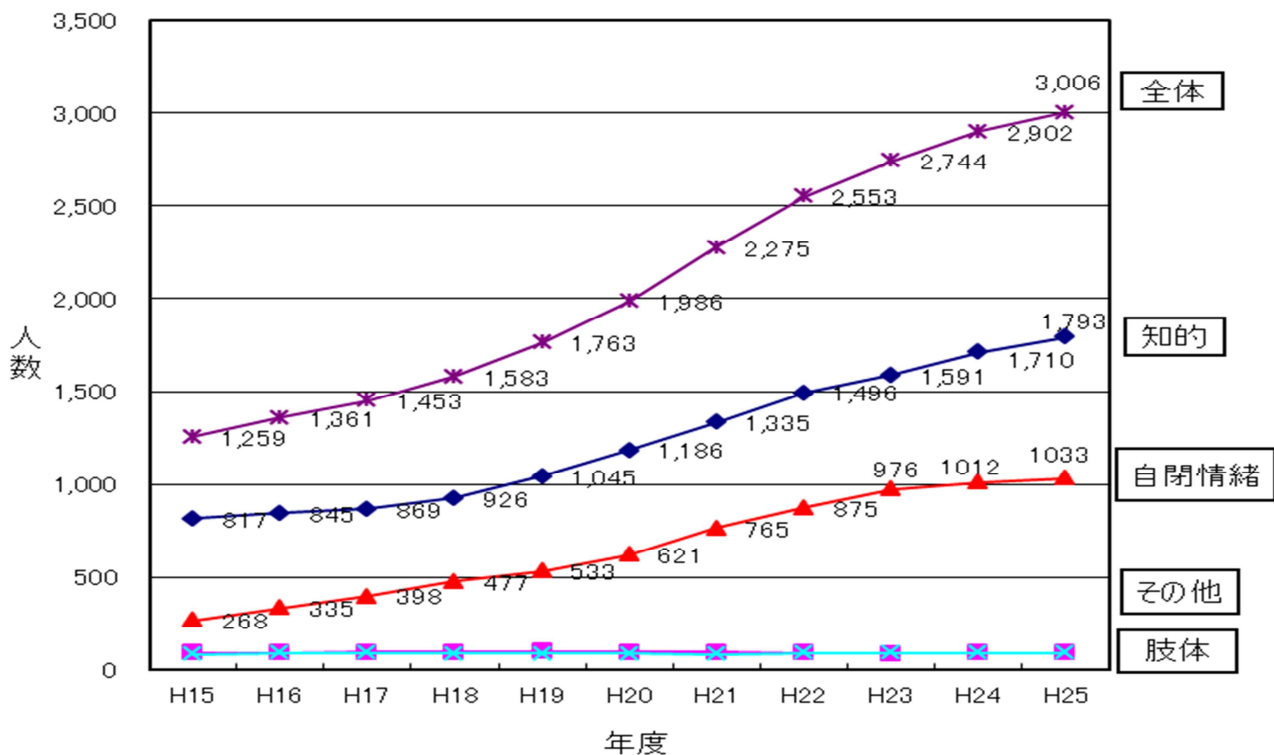


県立特別支援学校の在籍者数は、平成15年からの10年で1.8倍に増加しており、特に知的障害の児童生徒の増加が顕著である。また、中学部3年生に比べ、高等部1年生の生徒数の増加数が多いことから、高等部の生徒のうち約半数は地域の中学校から進学していることがわかる。こうしたことも全国値を上回る就学・進学状況の背景にあるものと思われる。

【グラフ4】小・中学校別 特別支援学級の児童生徒数の推移

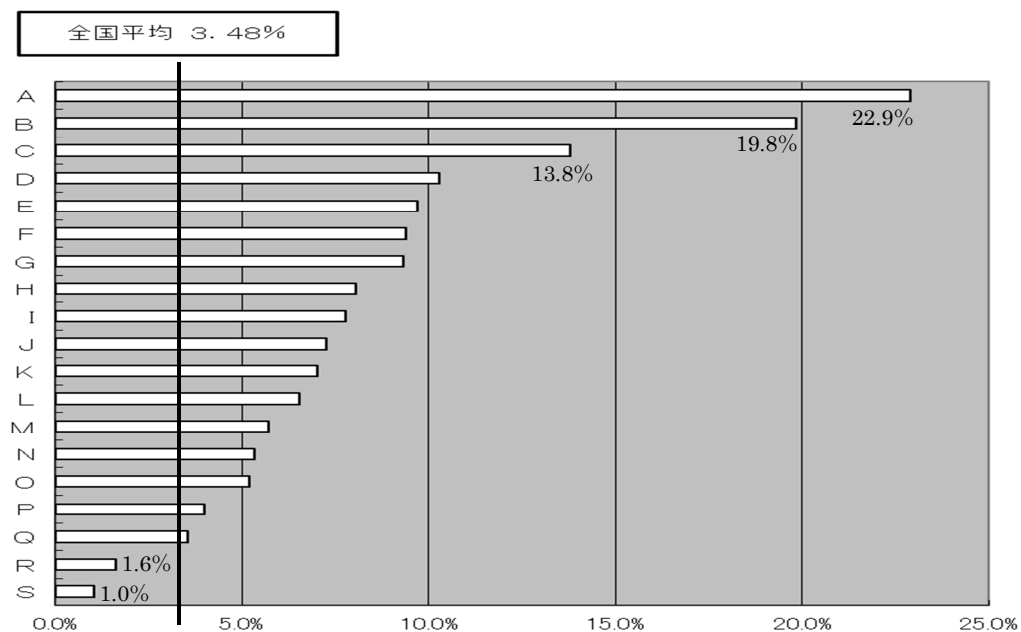


【グラフ5】特別支援学級（障害別）児童生徒数の伸び



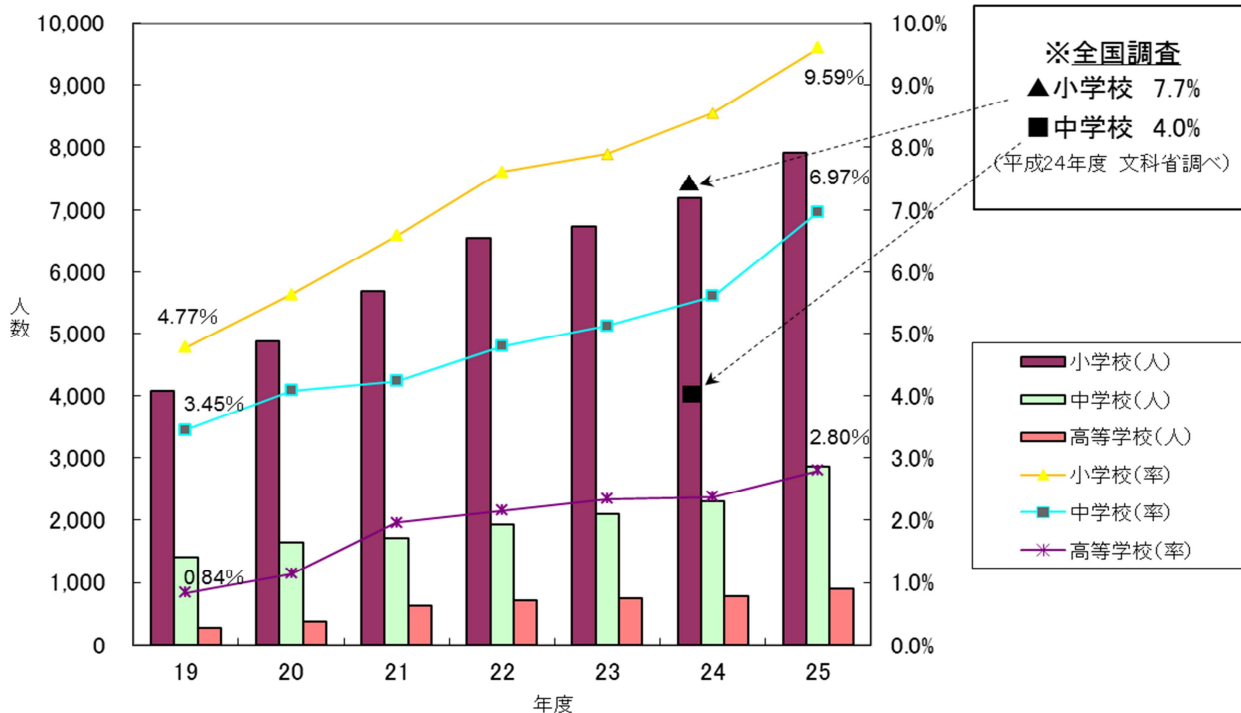
小中学校の特別支援学級の在籍者数は、平成15年から10年で2.4倍に増加しており、特に知的障害学級と自閉症・情緒障害学級における増加が著しい。この増加は、平成19年の学校教育法改正により、従来の特殊教育が特別支援教育と改正された頃から、より一層顕著になっている。

【グラフ6】平成25年度新小学1年生 就学指導委員会等調査審議対象者率



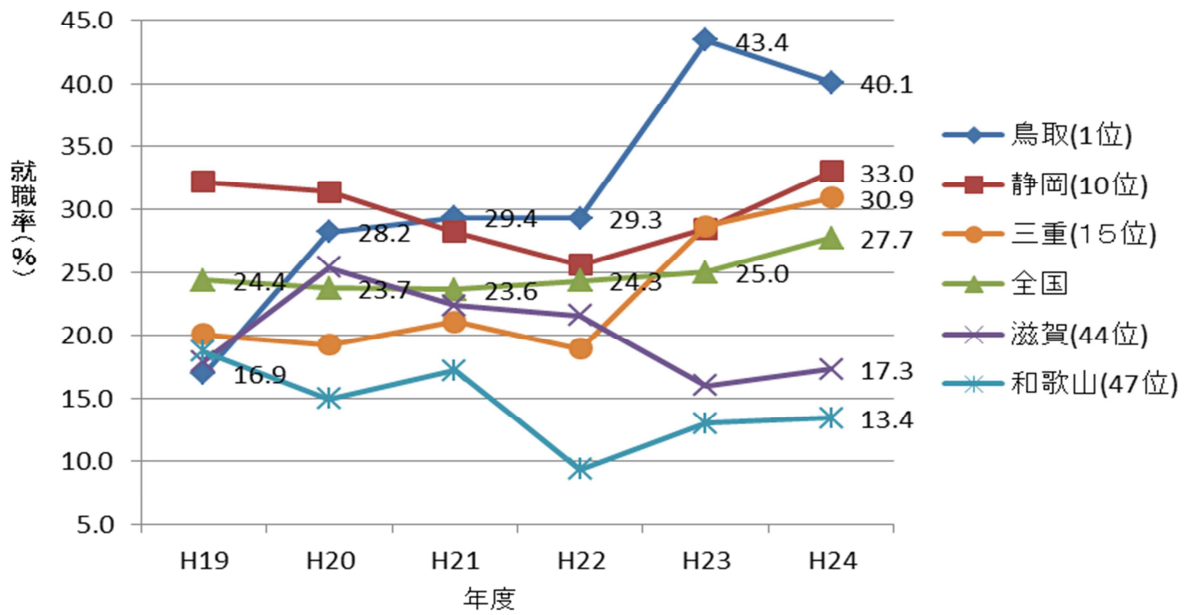
滋賀県の特別支援学校、特別支援学級の在籍者の状況をみると、市町によって就学状況が大きく異なっている。これは、学校教育法施行令第22条の3で示される特別支援学校に就学可能な、「障害の種別・程度」の解釈や「保護者の意見」の反映方法などが市町によって大きく異なっていることによるとと思われる。

【グラフ7】通常の学級に在籍する児童生徒で特別な支援が必要と思われる児童生徒



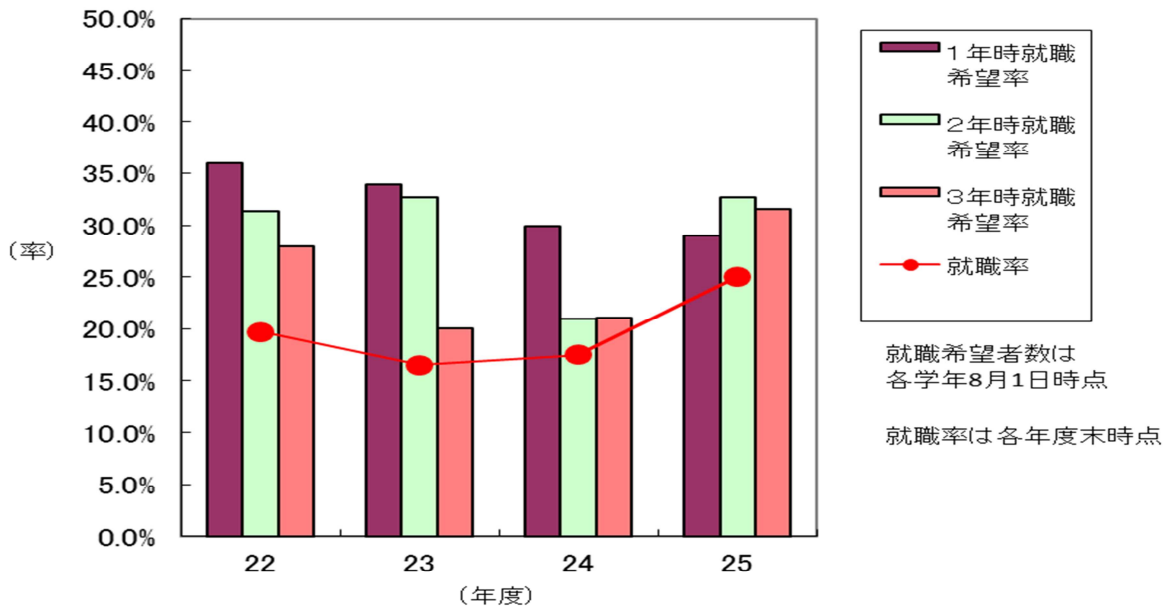
通常学級に在籍する、発達障害等により教育上特別な支援を要する児童生徒が年々増加している。(H25 滋賀県) 小・中学校 8.72% 高校 2.80% / (H24 全国) 小・中学校 6.5% 高校調査なし)

【グラフ8】 特別支援学校高等部卒業生の就職率 全国との比較



滋賀県の就職率は、平成 20 年度以降低下傾向にあるが、全国の状況は、ほぼ横ばいから増加に転じている。このため、かい離幅が年々広がり、平成 24 年度卒業生では全国平均と約 10 ポイントの差となっている。なお、国立を除く県立の特別支援学校のみの場合、平成 24 年度は 17.5%となる。

【グラフ9】 県立特別支援学校高等部卒業生の各年度1～3年時の就職希望率および各年度就職率

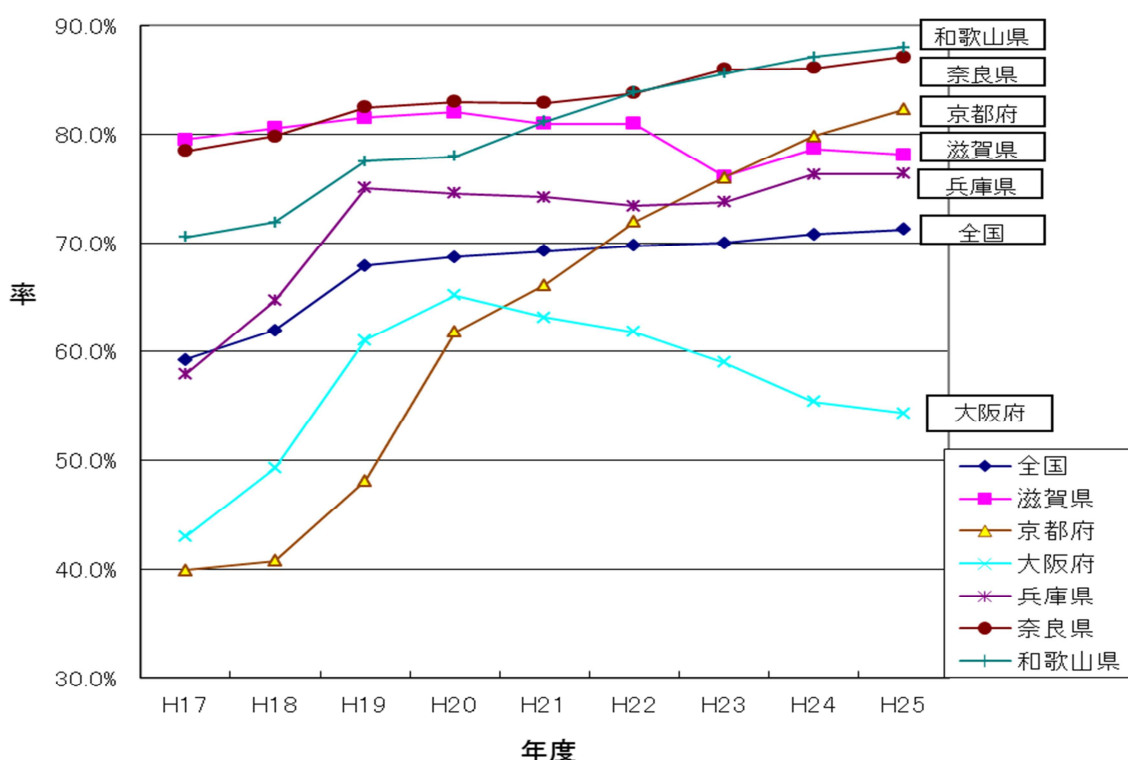


平成 22～24 の各年度の卒業生は、学年が進むにつれ就職希望率が下がっていく傾向にあるが、逆に、平成 25 年度の卒業生は 1 年時に比べて 2, 3 年時の就職希望率が上がっている。これを卒業時の就職率と関連させると、平成 25 年度の就職率の上昇が顕著であることから、生徒の就労意欲（希望）が大きな要因であることがわかる。なお、平成 25 年度卒業生のうち、就職を希望した者（3 年時）の就職率は 79.3%となっている。

【グラフ10】 公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の保有状況

H25. 5. 1 現在

	免許状保有者 ①		非免許状保有者		合計	特別支援学校教諭免許状保有者(①+②)の割合
	保有者 ①	割合	他障害種 ②	その他		
全国	43,803	71.3%	2,983	14,684	61,470	76.1%
滋賀県	720	78.1%	40	162	922	82.4%
京都府	1,083	82.2%	49	185	1,317	86.0%
大阪府	1,865	54.3%	122	1,446	3,433	57.9%
兵庫県	1,734	76.4%	100	437	2,271	80.8%
奈良県	574	87.1%	45	40	659	93.9%
和歌山県	645	88.0%	33	55	733	92.5%



県立特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率は、これまでから全国平均より高いが、特別支援学校の新規採用者の保有率が、全国平均よりも低い状況にあることから、近年減少傾向が見られている。

この背景には、特別支援学校教員採用選考試験の出願資格に、特別支援学校教諭普通免許状の保有を必ずしも条件付けていない（一部の教科の場合）ことが挙げられるが、採用後できるだけ早く取得するように促しているものの、取得が十分に進んでいない状況がある。

3 検討の観点

滋賀県においては、第2期滋賀県教育振興基本計画にもとづき、障害のある子ども一人ひとりが、その持てる力を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できるよう、可能な限り障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられる「インクルーシブ教育システム」の構築を進めることとしている。

このため、県教育委員会では、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行うこととしている。しかし、そのためには、まず特別支援教育の対象となる児童生徒の急増など、滋賀県が置かれている現状を踏まえ、課題を整理し検討していくことが必要であることから、本懇話会では、下記の観点で検討を進めていくこととした。

記

- (1) インクルーシブ教育システムの構築をめざした、取組の促進に関すること
- (2) 適切な教育のための就学相談・支援に関すること
- (3) 進路実現に向けた、教育の充実と新しい学校づくりに関すること
- (4) 望ましい通学支援に関すること
- (5) 在籍増への対応に関すること

4 観点ごとの意見のまとめ

以下は、懇話会において各委員から出された意見をもとに、それぞれの観点ごとにとりまとめたものである。

(1) インクルーシブ教育システムの構築

- ・ 障害のある子どもが十分な教育を受けられることを前提に、ともに学び、お互いを認め合うことができる環境（ハード・ソフトともに）を作る必要がある。
- ・ 全ての小・中学校、高等学校等の教員の特別支援教育に関する専門性を高める必要がある。また、小・中学校、高等学校と特別支援学校教員の交流の促進が求められる。
- ・ 県と市町の役割分担のもと特別支援学校が、特別支援教育のセンターとして、地域の学校等と密接につながっていくことが必要である。
- ・ 各学校、また県と市町それぞれが役割を分担して取り組むことが必要である。
- ・ 個別の教育支援計画を本人・保護者とともに作る中で、合理的配慮について合意形成を行い、個別の指導計画につなげていくことが重要である。
- ・ 小・中学校と特別支援学校それぞれに籍を置くことができるシステム（いわゆる「副籍」等）の開発が必要である。

(2) 適切な教育のための就学相談・支援

- ・ 適切な就学相談・支援を行うための指標づくりを進め、本人にとって最も望ましい就学先について適切に指導できることが重要である。
- ・ 県と市町の連携を密にして、柔軟に学びの場について検討することが重要である。

(3) 進路実現に向けた、教育の充実と新しい学校づくり

- ・ 就職率が低く、また就職を希望する生徒も少ない現状の改善に向けた職業教育の充実が必要である。
- ・ 卒業後の就労拡大に向け教育課程を見直し、あわせて職業学科や職業コースの設置などを検討されたい。
- ・ 他県の先進的な取組も参考にするなど、企業や労働関係機関等への働きかけを積極的に行うことが重要である。
- ・ 障害の程度が重い生徒の生活技能を高め、将来の生活を豊かにしていくための、きめ細かな教育を充実させることが必要である。
- ・ 高等学校に在籍する発達障害生徒等に対し、その状況に応じた教育課程や少人数で

の指導体制等の検討が必要である。

- ・ 高等養護学校や特別支援学校高等部分教室がセンター的機能を十分に発揮し、高等学校への支援を充実させる必要がある。

(4) 望ましい通学支援

- ・ 将来の社会的自立に向け、小学部段階から指導を行うなどして、公共交通機関等を使い独力で通学できるための取組を進めることが必要である。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒の送迎に係る保護者負担の軽減や、スクールバスでの通学時間が長い児童生徒への対応など、それぞれの課題に応じた通学支援のあり方について検討を進めることが重要である。
- ・ 障害の重い児童生徒と障害の軽い児童生徒の通学支援をどのようにしていくのか、分けて考えていくことが必要である。

(5) 在籍増への対応

- ・ 知的障害、肢体不自由以外を含めた複数の障害種の併置や通学区域の見直し等が必要である。
- ・ 特別支援学校在籍者の急増期における「対応策」と普通教室の整備等を進め、増加要因の分析と今後の在籍者数の推移予測を行うことが必要である。
- ・ 地域の学校に行きたい思いがあっても保護者として選択できない現状があることを踏まえ、地域の学校で教育が継続できるような体制、必要となる合理的配慮などの検討が重要である。
- ・ 単に学校を増やすということではなく、特別支援学校の根本となる教育内容や教育理念に関わる学校づくりに向けた中・長期的な計画を立案していくことが望まれる。

5 滋賀の特別支援教育がめざすもの

懇話会での検討を踏まえ、滋賀県の特別支援教育の今後のあり方について、その理念や考え方・方向性を次のようにとりまとめた。

(1) 理念と基本的な考え方・方向性

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築に積極的に取り組んでいくことは、我が国の学校教育全体が求められている重要な課題となっている。

そのためにも、障害のある子どもが障害のない子どもとともに、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえ、可能な限り同じ場でお互いに学び合うことが、全ての子どもの成長につながる、という確固たる信念を持って進めていくことが大事である。

また、ここでいう「ともに学ぶ」は、単に学びの場を共有するだけでなく、あくまで障害のある子どもと、障害のない子どもが、その発達段階や歴年齢に応じた十分な教育を受けられることが前提であり、そのためには、合理的配慮の検討や基礎的環境整備を含め、県や市町それぞれが十分に役割を果たしながら各学校をしっかりと支援していくためのシステムの構築が重要となる。また同時に、全ての学校の教員の特別支援教育にかかる資質向上が必須となることも忘れてはならない。

滋賀県では、これまでから各市町において丁寧な就学指導や、先駆的な就学相談システムの開発に積極的に取り組まれてきた。しかしながらその一方で、滋賀県の特別支援学校、特別支援学級への就学状況が市町により大きく異なる実態も見られている。このため、障害のある子どもの障害の状態や教育上必要な支援の内容などに応じた、真に望ましい学びの場を柔軟に選択できるような就学相談、支援のあり方について、滋賀県就学指導委員会の提言等を踏まえて再度検討していくことが必要である。また、小学校等への就学後も多様で柔軟な学びの場の選択や交流及び共同学習の充実に向けた全県的な仕組みづくりを進める必要がある。

さらに、各特別支援学校では、個々の児童生徒の障害に応じた職業教育や進路指導に取り組まれてきているが、現実には県立特別支援学校高等部の卒業生の就職率が低迷していることや、そもそも就職を希望する生徒の割合が低いという実態があり、これらの改善のためには、よりいっそう生徒の勤労意欲を高めるための教育の充実が必要である。各学校においては、さらなる教育課程や指導方法の見直しを行い、あわせて特別支援学校高等部の職業学科、職業コースの設置など、職業教育の充実に向けた教育環境の整備が期待される。

また、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒がここ 10 年余りで急激に増加しており、こうした在籍増への対応や小・中学校、高等学校の通常学級に在籍する発

達障害等、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する教育課程の工夫や、見直しを含めた指導の充実も望まれるところである。

さらにまたこうした課題の解決のためには、必要な施策が計画的、段階的に実施されるようロードマップを示していくことが必要であることを忘れてはならない。

以上を踏まえ、本懇話会では、県教育長から求められた5つの観点に基づいて検討を行い、今後の滋賀県の特別支援教育のあり方として、その方向性を次の2点にまとめた。

- 障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び合うことにより、地域とともに生きていくための力を育てる。
- 一人ひとり子どもたちが、個々の障害に応じて、職業的・社会的に自立できるよう、よりいっそう職業教育等の充実を図る。

もとよりこの2点は、今後の滋賀県の特別支援教育がめざすべき大きな方向性を示すものである。したがって、現在滋賀県の特別支援教育が有する個別具体の課題に対しては、その解決の手立てを示すものとはなっていない。個別具体の課題については、委員の観点ごとの意見を参考に県教育委員会において、その対応策を、今後、短期もしくは中・長期の計画の中でとりまとめていただきたいと考える。

(2) まとめにかえて

本懇話会では、これまで各委員が様々な立場や視点から意見を述べてきた。

こうした委員からの様々な意見や、幅広い考え方にもとづき、本「報告」では、今後の滋賀の特別支援教育のあり方について特に大きな方向性や考え方を中心に意見のとりまとめを行ったところである。

県教育委員会においては、本まとめの内容を参考に、来るべき共生社会の形成に向けた滋賀のめざす特別支援教育について、中・長期の展望を含めた計画を策定され、個別具体の課題への対応を含めて、滋賀県の特別支援教育の充実といっそうの推進を図るべく、より具体的な施策立案に向けた検討を進められるよう期待する。

懇話会で出された主な意見

(1) インクルーシブ教育システムの構築

(理念的なこと)

1. 障害のある子どもと通常学級でともに過ごす中で、周りの子どもたちが「助けよう」「支えよう」という思いを多く持ってくれたことに感動した。支援が必要な人たちを、みんなが分かってくれるような世の中を作っていかなければいけない。
2. 最近の保護者は、子どもはいずれ地域に帰っていくので仲間と一緒に生活する基盤をつくりたい、そのために、地域の小学校（特別支援学級）で生きる力、ソーシャルスキルや友達といかに生活していくかを学んでほしいという思いがある。
3. 滋賀県は全体的に貫くものが糸賀思想のように、障害のある方が、本当に生き生きと自己実現していくところが希望になっていく、という理念を持ってこの問題に取り組む必要がある。

(考え方)

4. 地域、社会がいかに障害のある人に対して意識を変えていけるかというようなことに、県がどれだけ本気で取り組むのかということを含めての項目であろうかと思う。滋賀がめざす特別支援教育はこういう目標を持つてのことであるということをごまかすに謳う項があってほしいと思う。
5. インクルーシブ教育が障害者に対して何かをしてあげるという観点ではなく、地域の中で地域を輝かしてくれる、それが滋賀の教育をよりよいものにしていく1つの側面、というような観点をもつことが大切である。
6. 教育だけではなく、一人ひとりの子どもの生涯を通じたライフステージに応じた、福祉にも就労にも医療にも関わることが議論されてきた。大きい視点でまとめる部分もほしい。
7. どういった支援が必要か、一緒になって考えていくことをシステム、仕組みの中で福祉と教育が連携しながら形にしていきたい。
8. その地域にある特別支援学校がセンター的機能を発揮して支援していく、それを、県がどう支援していくかというシステム、このシステムをどう作っていくかということが非常に大事である。
9. 小学校、中学校単位という小さな地域の中に高等部、高校も巻き込んでもう少し広い意味での地域性という発想も必要ではないか。

(具体の手立てに関わること)

10. 地域の小・中学校、高等学校、通常の学級、特別支援学級、通級による指導、どこ

を選択していくか、一つの学校だけではなかなか対応が難しいから、その地域にある小・中学校が連携して、それを市町村教育委員会が支援しながら、そのネットワーク、スクールクラスターとして作っていく、ということが示されている。

11. 免許取得率のこともあったが、教員の課題がある。普通の小中学校に勤務する先生方の認識レベルの問題、対応する能力の問題がインクルーシブ教育を考えるにあたって非常に大きな問題である。
12. 特別支援学級で、支援員の配置やクールダウンできる個別の部屋など、インクルーシブ教育に必要なハード・ソフトの検討をお願いしたい。
13. 現役を引退された方などとの関わりや協力といったことが、滋賀のめざす教育にももう少し関わるできないかと思う。
14. 教員の資質を高めるという研修を毎年開催し、各小・中学校の教員が受講している。ハード・ソフト面で不十分な点はあるが、特別支援学級の担任や通常学級の担任も、研修を積んで力伸ばそうという取り組みはされている。
15. 「質と量の充実」が必要である。お金を伴う人の配置の問題でもあり、「量」の方が難しいが明示していただければと思う。
16. 現状として職員が研修を積むだけではどうしようもない部分もあり、財政のことがあるが、標準定数法を超えて県の措置でやっていくという方法があるのではないかと思う。
17. ロードマップがあると、もう少し具体的な展望や課題が見えてくる。合理的配慮、教員の養成なども目標値を掲げて取り組んでいくことが必要である。
18. 個別の教育支援計画を本人・保護者と学校がともに作る中で合理的配慮について合意形成を行い、個別の指導計画の活用につなげていくことが大切である。

(2) 適切な教育のための就学相談・支援

(理念的なこと)

1. 就労を考えた学校選択。中学校での3年間を選ばずに、特別支援学校中学部から高等部までの6年間というスパンで力をつけさせたいと考えておられる保護者も多い。
2. 特別支援学級、特別支援学校それぞれのメリットがあるが、本来はどこに就学しても、その子にとって一番いいものが身につけられるべきだが、そうでない現実もある。
3. この話は就学前教育の方にもここへきてもらう必要があるのでは。就職率 17%という実態もやっぱり知ってもらわないといけない。大半の子どもたちが施設でお世話になっているということも、いろんな人に知ってほしい。

4. 本人、保護者が安心して教育の場を選択できる仕組みの構築、教員の養成が必要になってくる。
5. 最近の保護者は、子どもはいずれ地域に帰っていくので仲間と一緒に生活する基盤をつくりたい、そのために、地域の小学校（特別支援学級）で生きる力、ソーシャルスキルや友達といかに生活していくかを学んでほしいという思いがある。（再掲）

（考え方）

6. 就学指導に関して、県としてある一定の基準を示す、あるいは県内での統一的な基準をとすることは、重要だと思っているが、現状では、特別支援学校に行った方が必要な力を身につけられると認識されている方が多い。
7. 特別支援学級、通級、特別支援学校、高等養護学校、分教室とか、それぞれ特徴を出しながら、1方向に特別支援学校に集まるのではなく、課題を特別支援学校で解決すればまた地域に戻る、という仕組みが必要である。
8. 単に学級を増やす、学校を増やすというだけでは難しいので、行政的にも県と市町村とそれぞれの役割分担や特徴、あるいは連携といったことも検討課題である。
9. 養護学校に入学しても柔軟な対応が必要であり、副籍などの新しい制度についても考え方に入れていくことが必要ではないか。

（3）進路実現に向けた、教育の充実と新しい学校づくり

（就職率の向上）

1. 就職率は、地域の受皿の整備状況、在籍生徒の障害の状況によって変わってくるが、これだけの差が出てくることの課題は大きい。
2. 高校の生徒にとっても、卒業した後の就職率、定着率が課題。生徒が社会に出て仕事に就くために、何を身につけておかなければならないか、教育現場の役目でもある。
3. 特別支援学校への入学希望者は非常に多く、逆に県立高校の方が定員割れしている状況である。生徒にとっては支援が行き届いている中で、社会に出た時にギャップが大きく、社会で悩まれることになっているのではないかと思うので、卒業までの3年間の中で、インターンシップとか現場での実習など、社会の厳しさを少しずつ学ばせていけるようなシステムが高等学校の方にも特別支援学校の方にも必要になってくる。
4. 子どもの個別の指導計画、個別の教育支援計画がキーワードになってくる。
5. 適応力やソーシャルスキルの力をいかに身につけていくかということ、個別の指導計画、個別の教育支援計画にあげて、積み上げていくことが、就労に繋がっている

くのではないか。

6. なぜ就職希望が低いのか。本来ならそこに教育の関わる部分があると思うが、そこを上げる教育の有り様を、明らかにしていかななくてはならないと思う。
7. 滋賀県においても就労対策については労働雇用行政の中で進めており、障害者の法定雇用率は、全国平均を上回っている状況。企業もかなり努力されていると感じているが、そのような中でこうした差が出るということは、まだまだ企業向けの啓発が不足しているということだが、そのこと以外にも何か要因があるのではないかと考えている。
8. 学校の中での就職に向けての方法論、方針、アプローチの仕方に、違いがあるのではないか。
9. 職業教育、就職率の高い他県と滋賀とどういう違いがあるのか、そういったものが見えてくると、その違いが原因の一つであるのか、教育の中身も含めて、環境の要因と子ども自身の障害の要因と分けて考えていく必要があるのではないか。
10. 一人ひとりの生徒に向き合っていないといけない。養護学校に工業系でも専門的な部分を教えていくのであれば、そういった部分での支援を入れていかないと難しいのではないか。
11. 職業学科、専門学科の有無を含めて、抜本的な教育課程を組むとか、基盤整備の方向性をどうもっていくかということが大事なのではないか。
12. 子ども一人ひとりの状態像やニーズに応じたきめ細かなプログラムや、柔軟な職業教育プログラムの提供などの整備が必要ではないか。
13. 青年会議所などと連携を取りながら実習先を確保したり、子どもの勤務意欲を育てるのは、学校の中だけで解決できるような問題ではないので、産業界を巻き込みながら、そういった多面的な取り組みをどう進めていくのか考えていくことが必要である。

(発達障害への対応と高校教育)

14. 高校においても自閉症の生徒を把握する必要があるが、現状はなかなか厳しい状況である。教員の質を高める必要がある。
15. 特別支援学校のセンター的な機能として、分教室が併設されている高校では、高校の授業と一緒に見てもらうような取り組みをすることでアセスメントをしたり、教員の研修、対応力を高められる絶好のセッティングになっている。
16. 高等学校に地域性を促進するような取り組み、「高等学校における発達障害等の生徒指導の充実」は中身だけの問題でなく、高等学校にも高等部というのをもっと作っていくような、システムとしての場の保障を考えてほしい。
17. 高校生がボランティアで関わることで、高校生の自分探し、自己有用感や自分の進路を考えることにつながるのではないか。

18. 高等学校での発達障害のある生徒への特別支援教育体制をシステム化していくことが重要である。
19. 自閉症・情緒学級の子どもが高校に進学しても、人間関係が上手くいかないということもある。
20. 自閉症・情緒学級の子どもたちは、学力面では力を発揮するが、人間関係が取りにくいところがある。県立の学校において、そのあたりの配慮、理解が本当にできているか考える必要がある。
21. 高校生にもソーシャルスキルを身につけるようなことを考えていくことが、自分の力で生きていき、就労にも直接結びついていく内容ではないか。

(4) 望ましい通学支援

(自立に向けて)

1. 毎日自分の力で登下校するということが、障害のある子どもたちの大きな力になっていく。そういったことを毎日積み重ねていくことで、子どもたちの将来の可能性を大きく広げていくことができる。
2. 障害の重い子の通学をどう考えるかということと、障害の軽い子の自主通学をどうしていくか、障害のある子どもの自立と社会参加を実現する上で、学校としての大きな役割でもある。
3. 自分の力で通学できる力がつくまでの支援をどのようにしていくか、小学部はバス、中学部は自力で、といったように時間的なところで区切っていくなど、具体的な取組を個別の支援計画で押さえていってほしい。

(課題)

4. 今の特別支援学校の状況として、スクールバスが多い現状がみられる。またたくさん時間を要して通学をしている子どももいるなど、今後の大きな課題でもある。
5. 医療的ケアを必要とする子どもの通学をどのように支援するか、家族の負担軽減をどのようにするか、県で開催されている会議で改めて考察をお願いしたい。
6. 特別支援学校の子どもの障害の程度、状況などは、本当に様々である。医療行為が必要な子どもの送迎についての実証研究についても、学校で関わるのであれば協力していきたいと思っている。

(5) 在籍増への対応

(増加要因について)

1. 増加要因として、特に知的障害などは理解が進んだので、見出しやすくなったというのが大きい。また、高等部段階の受皿がないこと、地域の学校に行っても適応できず、結果特別支援学校を希望する現状がある。
2. 滋賀県の障害児教育は、糸賀氏の思いもありすごく丁寧に見てきており、障害児教育への親の気持ちも育ってきている。
3. 子どもの教育の場、特に障害のある子どもには、ある程度ゆったりとした環境でないといけない。学校によって差ができ過ぎないようにお願いしたい。
4. 小・中学校に行きたい思いがあっても行けない（選択できない）現状があることもわかってほしい。

(対策・考え方について)

5. 障害種別にとらわれない教育課程等の検討も含め、あるいは部門制で、知肢併置とかあるいは知病肢との併置とか、様々な子どもたちの障害の専門性を確保できた上で通学区域の検討を考えていくなど、抜本的なところの方向性を示さないといけないのではないか。
6. 特別支援学校高等部の子どもが増えてきているということも、もう一度細分化させて、地域でもう少し教育が継続できるような体制になっていかないと、今の増加の状況は解決できない。
7. 児童生徒増加への対応策が平成 24 年度に県から出されている。これは着実に進めて頂きたい。その対応策の評価をしながら、予想在籍者数の推移を取っていただきたい。
8. 在籍者増の一因には、滋賀県の人口増加、都市化ということもみていかななくてはならない。いろいろな課題が出てくるが、国の施策、県の施策が親の思いと合致したいい方向に考えていかないといけない。
9. 特別支援学校の教育内容であるとか教育理念に関わるような、こんな学校をという中・長期的な計画を是非出していただきたい。
10. 養護学校の在籍者が増加し、受皿として限界にきている。地域の中で見ていくにはどんな配慮があるかをしっかりとらってほしい。

滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害のある児童生徒の自立と社会参加をめざした、これからの滋賀の特別支援教育のあり方について検討を進めるため、滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の求めに応じ意見を述べるものとする。

- (1) インクルーシブ教育システムの推進に関すること。
- (2) 適正就学の推進に関すること。
- (3) 障害のある児童生徒の自立と社会参加の促進に関すること。
- (4) その他懇話会の設置の目的達成のために必要なこと。

(構成)

第3条 懇話会は、20人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 福祉関係者
- (4) 関係機関代表
- (5) 学校関係者
- (6) その他教育長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任した日から平成27年3月31日までとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、懇話会の議長として会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、教育長が招集する。

- 2 懇話会は、公開とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 教育長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第7条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、滋賀県教育委員会事務局学校支援課長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年5月26日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会委員名簿

氏名	団体名	役職名等
朝野 浩	立命館大学	教授
居川 安子	滋賀県PTA連絡協議会	理事
植松 潤治	滋賀県障害児者と父母の会連合会	代表
亀田 壽	滋賀経済産業協会	総務部長
北岡 賢剛	社会福祉法人グロー	理事長
木船 憲幸	大谷大学	教授
口分田 政夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長
近藤 誠	滋賀県小学校長会	会長（大津市立青山小学校長）
崎山 美智子	滋賀県手をつなぐ育成会	理事長
重森 恵津子	滋賀県特別支援学校長会	代表（県立野洲養護学校長）
鈴野 崇	滋賀県健康医療福祉部	障害福祉課長
高橋 圭治	滋賀県特別支援学級設置校校長会	会長（大津市立仰木の里小学校長）
野瀬 隆之	滋賀県公立高等学校PTA連合会	会長
日岡 昇	滋賀県中学校長会	会長（近江八幡市立八幡中学校長）
藤野 智誠	滋賀県町村教育長会	副会長（愛荘町教育長）
矢野 浩一	滋賀県商工観光労働部	労働雇用政策課長
山本 太一	滋賀県都市教育長会	会長（米原市教育長）
吉川 由美子	滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会	会長
吉澤 加寿子	滋賀県高等学校長協会	代表（県立石部高等学校長）
渡部 雅之	滋賀大学	教授

アイウエオ順（敬称略）

用語解説

インクルーシブ教育システム

【H24.7.23 中教審初中分科会報告】

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が、共に学ぶ仕組み。

個別の教育支援計画

【学習指導要領 総則】

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

個別の指導計画

【学習指導要領 総則】

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画※等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

就学指導委員会（教育支援委員会）

【市町：教育委員会規則等 県：条例設置】

国は就学指導委員会について、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であるとしており、「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援をめざす上で重要な役割を果たすことが期待されるとしている。

なお、従来は、就学基準に該当する児童生徒は、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として、小中学校へ就学することを可能としていたが、平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、個々の児童生徒の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することとなった。

特別支援教育 【H19.4.1 付初中局長通知「特別支援教育の推進について（通知）」】

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

合理的配慮 【H24.7.23 中教審初中分科会報告】

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。